

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第183号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県の官報（公報）県報にケイ載された「〇〇土地改良区理事長及び役員・定カン・規役・要項変更書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月4日、実施機関は、本件請求に対して、理事長選任届、理事長届出票、徳島県報定期第〇〇〇号（令和〇年〇月〇〇日発行）及び令和〇年〇月〇〇日付け徳島県告示第〇〇〇号（以下「本件公文書」という。）を特定し、理事長選任届中の届出者の印影及び理事長届出票中の〇〇土地改良区理事長の印影を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年8月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年10月12日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した。

2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類（土地改良法に基づく書類で選任届を提出するときに）協議録及び議事録を提出するが今度は付けてないので出せ！

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、理事長選任届、理事長届出票、定期第〇〇〇号令和〇年〇月〇〇日発行徳島県報及び同日付け徳島県告示第〇〇〇号であると特定し、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和2年10月12日	諮問
令和7年 4月25日 第3部会（第19回）	審議
同 年 5月27日 第3部会（第20回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、土地改良法に基づく書類で選任届を提出するときに協議録及び議事録を提出すると主張しており、特定した公文書に不足がある旨主張していると解されることから、当該主張について以下検討する。

土地改良法施行細則（昭和58年徳島県規則第14号）第4条は、土地改良区は、定款で定めるところにより、土地改良区を代表する理事を定めたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないと規定している。当該届出は、選任した理事長の住所及び氏名に理事長届出票を添付して提出することとなっており、その他の添付書類は特に必要とされていない。

そうすると、選任届の提出に当たっては、協議録及び議事録の添付は必要ないということになり、本件選任届について特に添付されていたという事情も認められないことから、実施機関が特定した本件公文書に特段の不足はなく、選任届の添付書類として協議録及び議事録は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

2 実施機関が非公開とした部分について

本件請求に係る公文書を当審査会において見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、当該非公開としたことについての実施機関の説明に、特に

不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	